

## 初診時選定療養費について

**当院では、初診時選定療養費 2,200 円 の  
ご負担をいただいております。**

初診時選定療養費とは、「初期の治療は地域の診療所などで、高度・専門医療は病院（200床以上）で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的に厚生労働大臣が定めた制度です。

この制度に基づき、当院では初診時に紹介状をお持ちでない方について、自己の選定にかかるものとして、保険診療費とは別に選定療養費 2,200 円をお支払いいただいております。

### 初診時選定療養費をご負担いただく方

1. 当院に初めて来院された方
2. 以前受診されている方で、以前の病気が治癒している場合 または同じ病気でも前回来院から期間が空いて、医師が医学的に初診と判断した方
3. 任意に診療を中止し、改めて受診された方

### 上に該当する方でも以下の方についてはご負担はございません

1. 他の医療機関から紹介状をお持ちいただいた方
2. 救急車等で来院され、緊急な治療を必要とされる方
3. 特定疾患、生活保護、障がいのある方等で公費の受給者証をお持ちの方

当院は地域医療の中核を担う病院として、地域の病院と病院、病院と診療所の機能分担を図り、医療の質の向上と医療提供の効率化を進めております。

当院の医療を効率よく提供するために、初診の際にはできるだけ「かかりつけ医療機関」からの紹介状をお持ちください。

紹介患者様については待ち時間の短縮になるよう優先的な取り扱いを行っております。